

三次市マイナンバーカード出張申請実施要項

三次市では、マイナンバーカードの取得促進のため、市職員が市内の企業や地域団体等を訪問し、無料で申請写真の撮影を行う等、マイナンバーカードの申請を受け付けます。申請の1か月半から2か月後、申請者のご自宅（住民票の住所）にマイナンバーカードを郵送します。

1 対象団体

- (1) 市内に事業所もしくは事務所を置く企業等
- (2) 市内で活動する団体等（地域団体、町内会等）

2 実施曜日

平日（祝日を除く）

- (1) 10時 (2) 14時 (1日2団体を想定)

3 申込要件

- (1) 対象団体から「別記様式1」により申し込みがあること。
- (2) 申込団体が次のことを承諾すること。
 - ① 申請者が5名以上見込まれること。
 - ② 申請団体が申請会場及び机・椅子等の備品や電源を準備できること。
 - ③ 申請者の氏名・住所・生年月日を記入した「マイナンバーカード申請者名簿（別記様式2）」を事前提出できること。
 - ④ 申請団体が受付当日の申請者への案内・誘導を行うこと。
 - ⑤ 申請者に次の点について周知できること。
 - ・申請日時及び申請会場
 - ・申請時に必要な書類
 - ・マイナンバーカードの交付申請が可能な人の条件（下記4参照）

4 マイナンバーカードの交付申請が可能な人

- (1) 申請者本人が三次市に住民登録がある
- (2) マイナンバーカードの交付申請を行っていない
- (3) 申請者本人（15歳未満の人及び成年被後見人の人は法定代理人とともに）が会場に来ることができること
- (4) 申請後2か月以内に転出する予定がない
- (5) 本人限定郵便または書留郵便でマイナンバーカードの受け取りができる
- (6) 本人確認書類及び交付申請に必要な次の書類を持参・提出できること
 - ① 通知カード

② 本人確認書類（原本）

Aから1点またはBから2点

※通知カードを紛失した方は、Aから2点またはAから1点+Bから1点

A	運転免許証, 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）, パスポート, 身体障害者手帳, 療育手帳, 在留カード, 特別永住者証明書 など
B	各種健康保険証, 基礎年金番号通知書, 介護保険証, 母子健康手帳, こども医療費受給者証, 社員証, 学生証 など

③ 個人番号カード交付申請書（お持ちの方のみ）

④ 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

5 申込方法と実施手順

- (1) 実施希望日の15日前までに申込書（別記様式1）に必要事項を記入し、市民課に電子メール、FAX、郵送または窓口に提出してください。
- (2) 申請団体に、市民課から実施の可否・日程調整等の確認連絡を行います。
- (3) 申込団体は、申請者に実施内容を周知し、申請者は上記4（6）の必要書類を準備してください。

6 その他

- (1) 申し込み状況によっては、ご希望の日程で実施できない場合があります。
- (2) 撮影した写真の印刷やデータのお渡しはできません。
- (3) 発熱や咳などの風邪症状、体調のすぐれない場合は、来場をご遠慮ください。